

総行住第 112 号
令和 3 年 8 月 26 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 }
各指定都市住民基本台帳担当部長 } 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式について

今般の事務処理要領の一部改正（令和 3 年 8 月 26 日付け総行住第 111 号総務省自治行政局長から各都道府県住民基本台帳担当部長あて通知）に合わせ、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と児童虐待等の被害者の支援措置の実施に関する留意点について」（平成 24 年 9 月 26 日付け総行住第 89 号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県あて通知）（以下、「平成 24 年通知」という。）中別紙支援措置申出書の様式の一部を変更しましたので、通知します。

貴職におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市町村に周知されるようお願いします。

記

1 支援措置申出書の様式の変更

平成 24 年通知中別紙を、別紙のとおり変更する。